新型コロナウイルス感染症拡大による当面の教育活動について

このことについて、大阪府に発出されるまん延防止等重点措置(I/27~2/20 予定)を受け、本市においても、昨今の新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、以下のとおり教育活動を取り扱います。

1. 教育活動

(1)授業について

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を徹底して、授業を行います。
- ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。
- ・登校している児童・生徒に対しても、コロナ不安により家庭で学習する児童・生徒に対しても、 学びを止めないための取組(ハイブリッド型授業)を実施します。
- ・学級閉鎖や臨時休業となった児童・生徒に対しては、タブレットを活用して健康観察を行ったり、 授業の配信や学習コンテンツの活用、学習プリント等の課題を通じた指導等、学習支援を実施 します。

(2) 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・修学旅行については、感染防止対策を徹底したうえで実施します。 ただし、本市立小中学校においては、すでに実施済みです。
- ・校外学習については、府内・府外に関わらず実施しません。

(3) 部活動について

- ・感染リスクの高い活動は実施しません。
- ・練習試合や合同練習などは行いません。
- ・合宿は実施しません。
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう 指導します。
- ・発熱や風邪症状がある場合は部活への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底します。

(4)授業参観、学級懇談会等について

- ・保護者が来校しての授業参観は実施しません。
- ・個人懇談、三者懇談会、学級懇談、体育館等を使用した説明会等は、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保等、基本的な感染症対策をこれまで以上に徹底し、密にならない工夫を施した上で実施可能とします。

(5) 学校行事について

・卒業式については、来場者(保護者)を含めて、感染防止対策を徹底したうえで実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、変更の可能性があります。